

# 総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会開催要綱

令和4年9月21日  
出入国在留管理庁長官決定  
令和5年2月13日  
一部改正

## 1 名称

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会

## 2 目的

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会（以下「検討会」をいう。）は、令和4年6月に策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に基づき、外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の役割、能力、育成等について検討することを目的とする。

## 3 検討会の構成

- (1) 検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 検討会の議長は、出入国在留管理庁政策課長とする。
- (3) 検討会の構成員の有識者の任期については、出入国在留管理庁長官が別途定める。
- (4) 議長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

## 4 検討会は原則として非公開とする。ただし、議長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。

## 5 議長は、検討会の終了後、速やかに当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、議長が公表しないことが適當であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

## 6 検討会の庶務は、出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室において処理する。

## 7 前各号に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。